第3節

軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、新たな脅威の1つとして大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、これらを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散への取組が、今日の国際社会の平和と安定にとって差し追った課題となっている。

また、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論なども高まりを見せており、こうした人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これらの課題に対する取組として、世界各国の協力の

下、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。

(図表Ⅲ-3-3-1 参照)

以上を踏まえ、わが国としては、核兵器のない世界を 目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散への取組、ま た、その他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイ ルなどに関する軍縮・不拡散、さらに特定の通常兵器の 規制問題に関する国際的な取組に積極的な役割を果たし ていくこととしている。

本節では、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・ 軍縮・不拡散にかかわる取組に対する防衛省・自衛隊の 取組について説明する。

図表Ⅲ-3-3-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資等の軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分		通常兵器			
区历	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	四市 共 品
軍備管理・ 軍縮・不拡 散関連条約 など	核兵器不拡散条約 (NPT) 包括的核実験禁止 条約(CTBT)	化学兵器禁止条約 (CWC)	生物兵器禁止条約 (BWC)	弾道ミサイルの拡散に 立ち向かうためのハー グ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用 禁止・制限条約 (CCW) 対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 小型武器の非合法 取引規制 国連軍備登録制度
不拡散のた めの輸出管 理体制	原子力供給国 グループ(NSG)	/ L _ / L / (N(2)		ミサイル技術管理 レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレ ンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議1540				



大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

1 核兵器

(1) 関連する条約など

核兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出 管理体制は図表Ⅲ-3-3-2のようになっている。

(2) わが国の取組など

軍縮・不拡散体制の強化の観点から、わが国は包括的 核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた努力や Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty IAEA保障措置の強化のための取組を続けているほか、 International Atomic Energy Agency 原子力供給国グループ(NSG)における議論にも積極的 Nuclear Suppliers Group に参画している。

2 化学兵器・生物兵器

(1) 関連する条約など

化学兵器・生物兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は図表Ⅲ-3-3-3のようになっている。

(2) わが国の取組など

ア 防衛省・自衛隊は、80(昭和55)年以降、化学兵器 禁止条約(CWC)の交渉の場に、陸自から化学防護の専 門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作 成に協力してきた。また、条約の発効に伴い、条約の定

図表Ⅲ-3-3-2 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など(核兵器)

区分	条約など	概 要(目的など)
軍備管理・ 軍縮・不拡 散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons)	 ・核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止 ・核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に行う義務を規定 ・原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに (第4条1)、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、 非核兵器国が国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency) (注2)の保障措置を受諾する義務を規定(第3条) ・70(昭45)年発効 ・締約国 190か国
	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) (注3)	 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止 署名国 177 か国 批准国 137 か国(発効要件国 44 か国のうち署名国 41 か国) CTBT 発効の要件である、特定の 44 か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効
不拡散のた めの輸出管 理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) ^(注4)	・核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の 拡散を防止 ・78(昭 53)年成立(74(昭 49)年のインドの核実験を契機) ・参加国 45 か国

- (注) 1 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>参照
 - 参照
 - 参照
 - 4 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>参照

図表Ⅲ-3-3-3	大量破壊兵器などの軍備管理・	• 軍縮 •	不拡散関連条約など	(生物化学丘哭)
	八重吸収元明やしツー明らた	-F-1/10		

区分	条約など	概 要(目的など)	
軍備管理・ 軍縮・不拡 散関連条約	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) (注1)	○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その 廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その 実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。 ○ CWC の発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダ のハーグに化学兵器禁止機関(OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons)が97年(平成9)に設立 ○ 97(平成9)年発効 ○締約国:182 か国	
	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention) (注2)	○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。 ○ 75(昭 50)年発効 ○締約国:155 か国	
不拡散のた めの輸出管 理体制	オーストラリア・ グループ (AG: Australia Group)	○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、物・化学兵器の拡散防止を行っている。 ○85(昭 60)年発効 ○参加国:40 か国	

- (注) 1 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>参照
 - 2 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>参照
 - 3 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>参照

める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に、97(平成9)年 Organization for the Prohibition of Chemical Weapons 以降、化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣している。

参照 > 資料53 (P442)

なお、陸自化学学校(さいたま市)では、条約の規制 対象である化学物質を防護研究のために少量合成してい ることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計 6回の査察を受入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでおり、これまでの調査の結果、中国吉林省敦化市ハルバ嶺には、現在でも約30~40万発にのぼる旧日本軍の化学兵器が遺棄されているものと推定されている。防衛省・自衛隊は、遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員4名を出向させているほか、中国国内で行われる遺棄化学兵器の発掘・回収事業に化学と弾薬の専門家である陸上自衛官を派遣するなどの協力を行っている。

99 (同11) 年以降、計6回の発掘・回収事業に、陸上 自衛官を現地に派遣しており、昨年は、8月から9月に



OPCW に派遣されている陸自隊員(左から浦野 1 等陸佐(査察局運用・計画部長)、秋山陸将補(査察局長)、新開 3 等陸佐(査察員))

かけて、中国吉林省敦化市蓮花泡での発掘・回収事業に 自衛官8名が参加し、砲弾の識別、応急的安全化処置な どを行った。

イ 生物兵器禁止条約 (BWC) に対しては、BWC検証 Biological Weapons Convention 措置導入に関する多国間交渉などの関連会合に、薬学・ 医学の専門家である自衛官を派遣するなど、BWC強化の ための取組に対して協力を行っている。

ウ オーストラリア・グループ (AG) 対しては、94 Australia Group (同 6) 年から毎年AGの会合に職員を派遣し、このグループの規制や取り決めが実効性あるものとなるように協力している。

3 運搬手段(ミサイル)

(1) 関連する条約など

運搬手段(ミサイル)の軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的政治合意や輸出管理体制は図表Ⅲ-3-3-4のようになっている。

(2) わが国の取組など

防衛省は、92(平成4)年から毎年ミサイル技術管理 レジーム(MTCR)の会合に職員を派遣し、MTCRの規 Missile Technology Control Regime 制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力して いる。

図表Ⅲ-3-3-4 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など(運搬手段(ミサイル))

区分	条約など	概 要
軍備管理・ 軍縮・不拡 散関連条約 など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かう ためのハーグ行動規範 (HCOC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○ 02(平成 14)年採択 ○参加国 126 か国
不拡散のた めの輸出管 理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime) (注2)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に 寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87(昭62)年設立 ○参加国 34 か国

- (注) 1 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>参照
 - 2 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>参照

2

特定通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

1 関連する条約など

非人道的と認められるある種の通常兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は図表Ⅲ-3-35のようになっている。

2 わが国の取組など

(1) 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed 近年、不発弾などの爆発性戦争残存物(ERW)がもた to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects Explosive Remnants of War らしうる人道上の危険性を減少させるための交渉や検討 などが行われてきた。

03 (同15) 年の締約国会議においては、紛争後のERW の危険を減少させるための一般的性格の復旧措置に関す る第5議定書が採択され、昨年11月に発効した。

また、昨年11月の第3回運用検討会議においては、 ERWに関して、特にクラスター弾(複数の子弾を内蔵す る弾薬)の不発弾がもたらす問題への対応の必要性が認 識され、クラスター弾に焦点を当てた議論を行うことが 決定された¹。

わが国は、クラスター弾の問題については、人道上の問題と防衛上の必要性²のバランスをとりつつ議論を進

めていくこととしており、議定書の追加のための議論や 交渉の場である締約国会議、政府専門家会合などに防衛 省からも随時職員を派遣している。

図表Ⅲ-3-3-5 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

区分	条約など	概 要
軍備管理・ 軍縮・不拡 散関連条約 など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on prohibitions or restrictions on the use of Certain conventional Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects) (注1)	・非人道的と認められるある種の通常兵器の使用の禁止又は制限として、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器(地雷、ブービートラップなど)の使用を禁止又は制限・83(昭 58)年発効・締約国 102 か国
	対人地雷禁止条約(オタワ条約)	・対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、 貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去 等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援について の国際協力・援助等を規定 ・99(平成11)年発効 ・締約国 153か国
	小型武器の非合法取引規制	国連を中心に小型武器の非合法取り引きの規制や過剰蓄積の 削減の方途について検討中
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国が EC (European Community) 諸国(当時)などとともに提案し、92(平成4)年に発足した。各国は、7種類の装備品(注3)について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
不拡散のた めの輸出管 理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	・以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム (1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止・96(平成8)年に設立・参加国 40か国

- (注) 1 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>参照
 - 2 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>参照
 - 3 7種類の装備品:①戦車、②装甲戦闘車両、③大口径火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、 ⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03(平成15)年行われた制度見直しによりMANPADS が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。
 - 4 参照

¹⁾ クラスター弾の問題については、現在CCWの枠組みにて、その解決に向けた検討が進められている。なお、CCWの枠外でも、本年2月にオスロにて、さらに5月にもリマにおいて国際会議が開催され、文民へ許容し難い被害をもたらすクラスター弾の使用禁止を求める動きがある。

²⁾ 長大な海岸線を有するわが国においては、着上陸侵攻や多様な事態に際し、広範囲に展開した侵攻部隊を迅速に撃破することが極めて重要であり、また、クラスター弾は、広範な面を迅速に制圧する火力として有効であることから、専守防衛に徹するわが国の防衛上必要なものとして保有している。なお、わが国はクラスター弾を海外で使用することを予定しておらず、国内でのこのような事態においても、適切な住民避難に努めることは当然である。

(2) 対人地雷禁止条約

防衛省・自衛隊は、00 (同12) 年1月から対人地雷の 廃棄を開始し、03 (同15) 年2月、条約で認められた地 雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小 限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。

他方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対 人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのな い代替手段として、対人障害システムの整備を進めてお り、当面は指向性散弾3などと併せて対応することとし ている。

本年2月現在、この条約は153か国が締結しているが、 ARF参加国25か国のうち12か国しか締結していない。こ のため、防衛省としても条約未締結のARF参加国などに 対し、条約の締結を働きかけている。

さらに、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を 国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職 員を派遣するなど、国際社会の対人地雷問題への取組に 積極的に協力している⁴。

(3) 国連軍備登録制度

防衛省は、毎年、装備品の年間輸入数量を国連に登録 するとともに、保有数や国内調達、小型武器の移転に関 する情報も自主的に提供している⁵。

また、この制度の改善・強化のために行われている見 直しのための専門家会合などに、適宜職員を派遣してい る。

3

大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

| 1 拡散に対する安全保障構想 (PSI)

(1) 成立の背景

ブッシュ政権は、北朝鮮、イランをはじめとする拡散 懸念国などが大量破壊兵器などの保有を追求していると して、02(平成14)年12月に「大量破壊兵器と闘う国家 戦略」を発表し、「拡散対抗」、「不拡散」、「大量破壊兵 器使用の結果への対処」という3本柱からなる包括的な アプローチを提唱した。

この一環として、03(同15)年5月、ブッシュ米大統領は、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」を発表し、Proliferation Security Initiative これらの取組は、本年2月現在、日本を含め80か国以上が支持をするに至った。

(2) これまでのPSIの実績とわが国の取組

参加国は、これまでにPSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」² に同意し、PSI阻止活動の能力向上を目的とした陸・海・空における阻止訓練を行っており、本年4月までに、計26回の訓練が行われた。

これら訓練に加え、PSI参加国による総会(ハイレベル政策会合)やオペレーション専門家会合が開催され、政策上・法制上の課題等に対して、各種検討が進められている。

このようなPSI活動の成果として、BBCチャイナ号事件³など、実際のオペレーション面での成功例も出てきている。

- **2-3**) 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近又は接触により爆発するように設計されたものではない
 - 4) 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99(平成11)年から06(同18)年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構 (JICA) に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の整備・輸送アドバイザーとして派遣 されていた。
 - 5) 05 (平成17) 年分の報告においては、ARF参加国中、オーストラリア、カナダ、日本、米国及びニュージーランドの5か国のみが、情報提供を行い、このうち小型武器の移転について情報提供したのは、日本だけであった。
- 3-1) PSIは、大量破壊兵器などの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想。
- 2)「阻止原則宣言」は、PSI参加国が、大量破壊兵器などの拡散懸念国家又は非国家主体への、及び拡散懸念国家又は非国家主体からの流れを断ち切るための努力を共同で行うとともに、拡散を懸念する全ての関心国がPSIを支持し、可能かつ実施する意思のある措置を取るべく、現在のPSI参加国とともに取り組んでいくことに言及している。また、同宣言は、各国が国際法及び国内法の許容範囲内において、大量破壊兵器などの貨物の拡散を阻止するための具体的な行動をとることとしている。
- 3) 03 (平成15) 年9月、アンティグア・バーブーダ(カリブ海の島国)船籍のBBCチャイナ号が、原子力関係品目物資をリビアに向けて輸送しているとの情報をドイツ外務省が入手、ドイツ政府は、情報専門家をイタリアに派遣、イタリア及び米海軍の協力により臨検を行い、コンテナ番号の偽造を発見、同船をイタリア・タラントへ回航して原子力関連物資(遠心分離機に使用可能なアルミチューブ)を押収した。この事件によって、リビアの核開発、カーン・ネットワークの露見に結びつき、PSIの有効性を示した。

実施時期		訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
06(平成18)年	4月	オランダ主催海上阻止訓練	ロッテルダム	オブザーバー参加
	4月	オーストラリア主催航空阻止 訓練	ダーウィン	指揮所訓練に参加 実動訓練にはオブザーバー参加
	5月	トルコ主催阻止訓練	各国在所(指揮所訓練) アンカラ(実動訓練)	指揮所訓練に参加 実動訓練にはオブザーバー参加
	10月	米国主催海上阻止訓練	各国在所(指揮所訓練) マナーマ(バーレーン) (実動訓練)	指揮所訓練に参加 実動訓練にはオブザーバー参加
07(平成19)年	4月	リトアニア主催航空阻止訓練	ビリェニス (リトアニア)	オブザーバー参加
	5月	スロベニア主催海上阻止訓練	コペル (スロベニア)	オブザーバー参加

図表Ⅲ-3-3-6 PSI 阻止訓練への防衛省の参加実績(昨年度以降)

PSIの目的は、わが国の安全保障上の要求と合致しており、03 (同15) 年のPSI発足当初から一定の期間、わが国はコアメンバーの一員としての重要な役割を果たしてきた。

また、現在20か国⁴で構成されているオペレーション専門家会合メンバーの一員として、積極的にこのPSIの取組に参加しているところである。

(3) これまでの防衛省・自衛隊としての取組

防衛省・自衛隊としては、自衛隊が有する能力を最大限に活用しつつ、関係機関・関係国と連携し、積極的にPSIに関与していくことが必要であると考えており、第3回のパリ総会から各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、阻止訓練にオブザーバーを派遣するなど、関連する情報の収集を行ってきた。

これらを通じて、例えば、PSI阻止活動の際に、艦艇や 航空機による警戒監視活動などの情報収集活動によって 得た関連情報を関係機関や関係国へ提供し、さらに、PSI 海上阻止活動では、海上警備行動が発令された場合には、 海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して乗船・立 入検査を行うといった役割を担いうると考えている。 この点を踏まえて、04 (同16) 年10月には、外務省および海上保安庁とともに、わが国主催のPSI海上阻止訓練⁵を行い、その一環として、乗船・立入検査に関する展示訓練を行うなど、積極的にPSI阻止訓練に参加している。

また、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化のための 積極的な働きかけ(アウトリーチ活動)の一環として、 アジア諸国の国防当局に対し、これまでの訓練によって 得た情報や知見の提供を積極的に行うなど、防衛交流の 機会などを利用し、PSIに対する理解の促進に努めてい る。

(図表Ⅲ-3-3-6 参照)

(4) 今後の取組

防衛大綱では、わが国の平和と安全をより確固たるものとするため、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的・積極的に取り組むこととしており、中期防においても、PSIを含む国際平和協力活動に関する共同訓練に取り組むとしている。

わが国周辺における拡散事例などを踏まえれば、PSI を、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した

⁴⁾ 米国、日本、英国、イタリア、フランス、オランダ、ドイツ、スペイン、ポルトガル、オーストラリア、ポーランド、シンガポール、ノルウェー、カナダ、ロシア、トルコ、ギリシャ、デンマーク、ニュージーランド、アルゼンチン

⁵⁾ わが国主催で、参加国関係機関の練度向上や相互の連携強化、およびPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主目的として、相模湾沖および横須賀港内で 行われたPSI海上阻止訓練である。本訓練には、オーストラリア、フランス、米国の艦艇などが参加、自衛隊から艦艇、航空機などが参加し、海上保安庁か ら巡視船、航空機が参加した。また、18か国がオブザーバーを派遣した。

(3章 国際的な安全保障環境の改善

安全保障の問題として捉え、わが国の総力を結集し、平 素から主体的・積極的に取り組むことにより、大量破壊 兵器の拡散防止に万全を期す必要がある。

このため、今後も積極的にPSIに関与していくこととし、これに伴う政府内の体制などについても、関係機関などと密接に連携を図りつつ検討を行う。

また、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種 阻止訓練への参加やその主催について検討を行うことと している。

2 大量破壊兵器の不拡散に関する安保 理決議1540

04 (平成16) 年、国連安保理は、NBC (核・生物・化学) 兵器とそれらの運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な

行動をとるとして、国連憲章第7章の下、①大量破壊兵器およびその運搬手段の開発などを企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこと、②特にテロリストによる大量破壊兵器およびその運搬手段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、執行すべきこと、③大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防止するため、国境管理や輸出管理措置を確立することなどを内容とした大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議1540を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、これら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散することを防ぐことが喫緊の課題との認識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、全ての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。